

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ ～追納制度～

国民年金保険料(以下、年金保険料)の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい場合は、「追納制度」ご利用ください。



追納制度は、免除・猶予等の承認を受けた期間の年金保険料は10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納する)ことができる制度です。※

ただし、その承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の年金保険料額に一定の加算額が上乗せされますのでご注意ください。

※一部免除(年金保険料の減額)の承認を受けた期間は、承認後の納付すべき年金保険料が納付されていなければ追納はできません。

☎住民人権課 32-1104
大垣年金事務所 78-5166

個人番号カード交付窓口を開設します

個人番号カードの交付について、下記のとおり休日に個人番号カード交付窓口を開設します。

●開設日 5月24日(日) 8時30分～12時

●交付場所 住民人権課

※交付通知書(葉書)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)、本人確認書類をお持ちのうえ、申請者本人が窓口にお越しください。なお、15才未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※お一人の手続きに20分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

☎住民人権課 32-1104



政府統計



工業統計キャラクター
コウちゃん

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

※新型コロナウイルス感染症の影響により、調査方法などが変更になることがあります。